

県へ提出する文書は『紙』から『電子データ』へ

～ 積極的にペーパーレス化を推進していきます ～

宮城県では、現在、行政文書の電子化を進めています。

このたび、これを更に推進するため、令和5年10月16日から県へ提出される文書については、紙で提出することが義務付けられている文書等を除き、電子データで提出いただくことを基本とすることとしました。

事業者様等へのお願い

今後、事業者様等に対し、県へ提出する文書等について、電子データでの提出をお願いすることがありますので、その際は、可能な範囲で電子データでの提出について御協力をお願いいたします。

* パソコン、電子メールなどを使用していない場合や、その他の理由により紙での提出を希望される場合は、従来どおり紙で提出いただいて構いません。

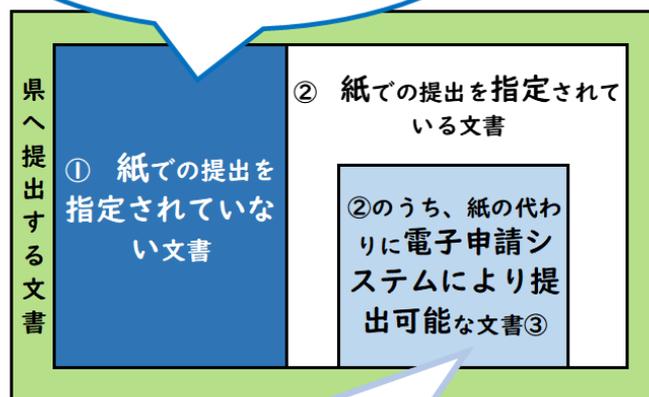
* また、紙で提出することが義務付けられている文書等については、従来どおり紙で提出いただくことになります。

県へ提出する文書 (①+②) の取扱いについて

※具体的な取扱いについては、事業の内容や提出物によって異なりますので、提出方法については、担当部署の指示に従っていただくようお願いします。

新しい対応

①のうち、電子データで提出可能な場合は、電子データで提出
(又は従来どおり紙で提出)



③ 県の行政手続のうち、インターネット等で申請等ができる手続がありますので、参照してください。
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第12条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第5条に基づく手続)

※ 宮城県ホームページアドレス

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/ordinance_procedure.html